

目次

育成する人材像と研究科の教学目標  
研究科を取り巻く情勢と2009年度の教学課題  
カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況  
FD等の授業改善  
2010年度入試  
学習・進路就職支援  
教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用  
法務研究科の運営について  
研究業績

**育成する人材像と研究科の教学目標**

1 アドミッションポリシー

2009年度についても法科大学院入試は、「公平性、公開性、客観性、多様性」を守りながら、未修50人、既修100名の定員に優秀な入学者を確保することを目指した。入試についての詳細は の記述に譲る。

法科大学院の入試方式としての制約がある中で、本学法学部からの優秀な入学者の確保も重要な課題である。しかし、現状では本学法学部からの入学希望者は漸減傾向が継続している。学部とも連携し、引き続き原因を分析・打開策の検討が必要である。

2 学力形成・進路就職目標

新司法試験に合格し法曹への道を拓くとともに、特色ある質の高い法曹を送り出していく。本学は「地球市民法曹」の養成を教学理念に掲げているが、グローバルな視野の形成、鋭い市民感覚を養成する科目群を置き、履修プログラム化することでこれに対応している。

2009年5月の第4回新司法試験の結果は、60名の合格者を輩出し（私大5位、関西私大1位、昨年度は59名）全体の合格率が昨年度の33%から27.6%へと低下するなかで、一定の結果を出すことができた。しかしながら、本学の卒業生の合格率24.7%は全国平均をやや下回っており、この点の改善が今後の課題と考えられる。合格者数だけでなく合格率の向上と、司法研修所やさらには法曹としての就職後の本学修了者の状況を法科大学院カリキュラムにフィードバックし、カリキュラムの高度化を図ることが今後は必要である。

**研究科を取り巻く情勢と2009年度の教学課題**

1 社会的環境

司法制度改革、とりわけ法曹人口の増加にブレーキをかける動きが出つつある。また、法科大学院志願者数（適性試験受験者数）自体が、漸減傾向にあり、情勢を見守ることが必要である。また、それとも関連して、2010年度ないし2011年度から各法科大学院の定員を2割程度削減する動きが見られる。本法科大学院においても少人数によるより充実した教育を実現するため、2011年度より、入学定員を現在の150名（未修50名、既修100名）から130名に削減（各10名ずつ削減）することを2009年度に決定した。

2 学生実態

法科大学院の入学資格である適性試験受験者は、2003年度に大学入試センター実施のものと日弁連法務研究財団実施のものをあわせて、53654名であったが、2009年度の両者の統一適性試験志願者合計は18932名であり、進学母体層が大幅に減少していることが裏付けられる。

本法科大学院の入学者を出身大学別に見ると、2009年度は、立命館大学39名、同志社大学13名、京都大学7名、関西学院大学7名、早稲田大学5名の順である。全体的な受験生の減少に伴い、関西からの学生の割合が増加しているが、それでも全体の入学者の中で近畿地方の大学以外の出身者が3分の1を占めており、

全国的に受験者を吸引する力はまだ相当数あると言える。

アドミッションポリシーとして掲げている「多様性」という点で、社会人の確保、法学部以外の専門学部からの入学者の確保について見ると、社会人(大学または大学院修了後1年以上経過し、23歳以上の者)の入学者は73であった。法学部以外の学部出身者は18名であった。

入学者の男女比率は、2009年度は、既修は女性21名対男性73名であった。未修は18名対26名であった。

2009年度の休学者は8名(継続中3名、新規5名)退学者は6名であった。休学理由は、「病気が多い」という特徴がある。また、休学には至らないが、身体やメンタルな面での不調を訴える者があり、法科大学院の学習が厳しいことから生じる特殊性も要因であると思われる。

### 3 教育体制

現在、専任教員で女性が1人(実務家教員)であり、ジェンダー構成上の改善課題である。ただし、2010年度には研究者教員で女性教員が1名赴任する。今後の人事においてもジェンダーバランスに配慮する。

また、専任教員の担当授業時間数については、2009年度においては、ダブルカウント教員を漸次解消することにより、法務研究科専任教員の実質的増加を通じたさらなる教員の授業負担の軽減と、教員間でのアンバランスの平準化を法学部とも連携しながら進めた。また2010年度には民事訴訟法の教員の任用と、刑事訴訟法の教員が新たに赴任するので、当該関連科目の負担の平準化を更に推進できる予定である。

2009年度法科大学院教員持ちコマ数

持ちコマ 時間	08年間持ち コマ時間数	09年間持ち コマ時間数
最大	24.00	26.00
最小	6.00	6.00
平均	16.88	17.35

## カリキュラムの実施と改革の概要・進捗状況

### 1 カリキュラムの実施状況

受講登録状況については別表添付

#### 法律基本科目

##### (1) L1科目

民法科目で定期試験でのC、F評価の割合(つまり再試験対象者)が他の科目より高い科目が存在した点が、2007年度以前は問題とされてきた。将来法曹となるための必要な知識と応用力を身につけるといふ点から、一定の水準が要求されることは勿論であるが、特にL1の段階で未修者の到達水準をどのように設定すべきかについては、定期試験の実施方法を含め科目担当者間の共通認識とする取組が進められてきた。その結果、本年度は、昨年度に引き続き、極端にCやF評価の割合が高い科目はほぼなくなったと言ってよい。

##### (2) L2・S1科目

同一科目で学生アンケートの結果等に差がある講義の、クラス間格差の解消は継続的な課題であり、FD活動の充実や担当者間の協議といった取組によって問題の解消が図られることが望まれる。本年度は、民事訴訟法において極端な成績評価分布のクラス(担当者)間での差異が発生したため、担当者への改善指導を実施した。

演習についてはL2、S1の合同クラスとする方針で臨んできたが、法科大学院2年目と1年目の者、法律学習を数年経た者とそうでない者の混在クラスは、相互に良い影響を与え合っているものと概ね認められる。しかし、未修既修の別ではなく、学生の到達水準の差に由来するクラス運営の困難さを生じる場合も認められており、必要性が特に高かつ条件の整う科目(刑事訴訟法演習)において2007年度より3グレード制を実施した。グレード制の取組が、果たして学生の学力向上に役立っているかは、難しい問題である。FDフォーラム等をはじめグレード制の効果については検証が継続的に行われているし、今後も検討が続けられるべきである。

(3) 必修講義科目や演習(実務総合演習)はクラス指定制であるが、相当数のクラス変更希望があるのが法科大学院の特徴である。受講したい科目との時間割上のバッティングなど、所定の理由があるものについて、クラス

運営上の支障を生じない人数の範囲内でクラス変更認めている。ただし、本年度は、クラス間の人数のアンバランスを回避する観点から、相当程度、謙抑的な運用を行ったところ、特に司法試験選択科目のバック科目につき単年度に集中受講せざるを得ないという現象が発生した。これを受け、教務委員会を中心に検討を行った結果、次年度以降は、司法試験選択科目に該当するバック等科目との時間割上のバッティングを事由とするクラス変更申請は特段の事情のない限り認めるものとするの方針を定め、院生に周知を行った。

#### 実務基礎科目

##### 実務総合演習

実務総合演習はいずれも、研究者と実務家の教員が複数担当しているが、このチームティーチングをより実質化することが課題となっている。そのためには、カリキュラムの制度枠組みに留まらず、内容、テーマと教授方法に関する共同研究を深める必要があり、部門ごとに検討会が開催され、実務家教員を含めて教材作成等につき議論が行われた。また、文書作成能力を高めるため、公法実務総合演習や民事法実務総合演習では、教材を題材として文書作成が行われた。各実務総合演習科目に関しては、研究者教員と実務家教員の双方が参画し、開講前に入念な検討会がもたれる中、理論と実務の架橋という趣旨に沿った授業運営の在り方が具体的に検討された。

また、公法、刑事法、民事法の全ての実務総合演習科目で、履修前提科目（民事は要件事実と事実認定も含む）の GPA による 2 グレード別クラスとして、学生の到達レベルに応じた指導が行き届くように改善している。このようなグレード制がどの程度効果を上げているかは、今後も検討が必要である。

##### 実習科目

リーガルクリニック（法律相談）、リーガルクリニック（女性と人権）、エクスターンシップの 3 科目のうち 1 科目を選択必修としていることは、本学のカリキュラム上の大きな特色である（2009 年度の受講者はリーガルクリニック 54 名、リーガルクリニック 20 名、エクスターンシップ 70 名）。事前説明会と申し込みによる選抜、マナー＆守秘義務講座、事前指導、事後の報告書提出と事後指導のスタイルは定着してきたといえる。

リーガルリサーチ＆ライティングを必修科目として位置づけているが、未修者、既修者ともに各々の 1 年目に配置されている。

##### 基礎法学・隣接科目

一部に講義科目としても受講者がやや多い科目がある。一般的傾向として、全科目 GPA は法律基本科目 GPA を上回る。基礎・隣接や次項の先端・展開では、問題関心にそって選択された少人数クラスが多い結果、教育効果を上げていると見ることもできる。

##### 先端展開科目

a) 3 つの法務プログラムに講義 2 科目と演習 1 科目からなる科目パックを各 4 つ配置して、専門性を体系的に深められるよう工夫している。

b) アメリカン大学との協定に基づき実施している外国法務演習は、2009 年度も所要の受講者数を確保することが出来た（9 名）。地球市民法養成の趣旨に適合する科目であり、引き続き受講生を確保する努力が必要である。

c) 京都セミナー（現代法務特殊講義）は、2010 年 2 月 8 日（月）～2010 年 2 月 12 日（金）に朱雀キャンパスで開催された。「英語で学ぶ日本法」のテーマで、本年は立命館大学のほか神戸大学、早稲田大学、学習院大学、シドニー大学、オーストラリア国立大学、パナソニック株式会社より講師を招聘し、講義はすべて英語で行われた。参加者数は、57 名（うち法科大学院生は 23 名）を確保することが出来た。

d) 大阪弁護士会との提携科目として、現代法務特殊講義（テーマ「民事介入暴力対策法実務講義」担当者・野村太爾弁護士）を前年度に続き開講した。

e) 応用人間科学研究科の司法臨床については、引き続き法務研究科との連携を図り、リーガルクリニックの受講者を中心に履修指導を行った。

##### 定期試験・再試験

a) 再試験は C 評価の者は申請自体が半分程度であり、しかも再試験手数料を払い込んで申請したにも関わらず受験しない者も少なくない。F への変更を危惧しているためであろうが制度の趣旨からすれば適切ではない。こうした弊害の発生も受け、既に段階的に再試験制度を廃止していくことが決定されている。

b) かつては、定期試験期間の試験実施は法律基本科目の講義科目とし、90 分試験を原則としてきた。しかし、

法律基本科目の演習、実務基礎科目である実務総合演習も定期試験期間中に試験実施する傾向が見られたことから、統一を図る必要があった。そこで、2008年度より、こうした科目はすべて定期試験科目として執行することが合意された。また、2008年度からは、最終講義日から定期試験まで一定の間隔を置くよう配慮し、2009年度もこれを踏襲している。

#### 疑義照会・異議申立て

2009年度前期は疑義照会28件、異議申立て4件。後期は、疑義照会12件、異議申立て3件。修了判定に対する異議申立ては0件であった。2005年度後期からこれらの制度を実施しているが、担当教員からは個別面談を行う等、丁寧な対応が行われている。

#### 日弁連法務研究財団認証評価での指摘の点

なお、日弁連法務研究財団評価報告書(2008年3月)での、法律実務基礎科目が手薄との指摘に関しては、エクスターンシップとリーガルクリニック を選択必修としており、相対的には手薄なものとは考えられない。また、評価時には、民事訴訟法等での構造的補習の問題が、指摘されているが、これは前回評価報告書も指摘するように、入試科目との相関関係もあったものであり、2008年度実施の入試(既習者)で、7科目入試方式を導入したことにより、制度的改善が図られている。また、2009年度、特定科目における特段の構造的な補習は発生していない。

## 2 カリキュラム改革の概要・進捗

本法科大学院は、新司法試験合格実績において、4年連続、合格者数で全国トップ10の座を占め、また2009年度は、西日本私学で1位の座を占めた。この点、本学のカリキュラム等の教育システムは、一応、有効に機能してきたものと認められる。しかしながら、新司法試験の合格率の面では、全校平均水準を下回るなど、なお今後の改善が求められる状況にある。各法科大学院の定員削減の動向とも軌を一にして、今後、法科大学院間での競争が一層熾烈化する見込みであることを踏まえれば、法曹たり得る基礎学力を錬成し、司法試験合格者の質量両面での確保を図るといふ法科大学院教育の原点に立ち返る中で、不断のカリキュラムの見直しを実施していく必要がある。一方で、将来の実定法分野における研究者・教員養成の在り方を展望すれば、法務研究科修了者からの計画的育成を図ることも緊急的な課題と言える。

このような環境認識を踏まえ、2010年度のカリキュラム改革としては、以下の4点の実施を決定した。

- a. 法学未修者1年次(L1)における基礎的な学修の確保を図る観点から、当該年次の法律基本科目の単位数を6単位増加させることを容認する中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の報告を受け、本法科大学院においても、2010年度より、L1配当法律基本科目の単位数を6単位増加させることとした。具体的には、公法科目につき1単位、商法につき2単位、民事訴訟法につき1単位、刑法につき2単位増加させることとした。
- b. 法律基本科目演習科目につき、小人数教育の徹底を図る観点から、6クラス化の実現を推進することとし、既に6クラス化を先行実施している民法演習、商法演習に続き、2010年度は、新たに憲法演習、刑法演習、民事訴訟法演習、刑事訴訟法演習につき、各々6クラス化を行うこととした。
- c. 法科大学院からの研究者養成を図る観点から、「特定研究」科目を新設することとした。
- d. 法科大学院科目としての適合性等の観点から、「比較法」「公共政策」「都市政策」の3科目を廃止するとともに、「ヨーロッパ法」を「EU法」に変更した。

なお、2011年度のカリキュラム改革としては、先端・展開科目、バック科目に関する見直しを予定しており、2009年度後期より、その具体案の策定へ向けた検討をスタートさせた。

#### 厳格な成績評価と修了者の質の向上に向けた進級制の採用と履修前提制の収束、再試験制度の廃止

段階的に履修前提制を収束し、これに替えて進級制を導入することを決定した。2010年度はL1を対象とし、2011年度にはこれに加えてS1・L2も対象となる。進級制とは、一定の単位数をとらない限り、次の年次への進級を認めない(すなわち原級に留置する)という制度手法である。原級留置の要件は、各年次配当の法律基本科目につき、7単位以上を取得出来なかったことである。また、進級制の導入と軌を一にし、再試験制度を廃止し、厳格な成績評価の前進を図ることを決定した。

#### 認証評価との関係

本法科大学院は、法務研究財団による認証評価を受け、適合との評価を得ている。しかし、新司法試験研究会

に関わる点等、いくつかの点で指摘を受けており、次回の認証評価を受けるまでの間に、新たな認証評価基準も踏まえる中で、その改善策につき検討を行い、それを実行する必要がある。

## FD等の授業改善

### 1 2009年度のFD委員会

昨年度のFD委員会は、専門分野ごと、および、理論と実務の架橋をはかる法科大学院の教育理念を考慮し、公法系、民事法系、刑事法系、先端・展開、実務基礎の各科目担当教員から、前期8名、後期9名のメンバーで構成した。

FD委員会は、平均月1～2回開催し、FD活動の方針作成と具体化を進めてきた。活動の中心は、教学改善アンケートの実施と結果分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施、ニュースの発行などである。

### 2 教学改善アンケート

例年と同様、法科大学院独自のアンケートを、全科目・全クラスについて行なった。前期・後期それぞれ、第1回目は、授業開講後5～6週目のところで、アンケート用紙を授業時に配布し授業終了後回収する方法で、第2回目は、前年までのWeb上でのアンケート回収率が低かったことから、方法を変更し(実施方式の変更にとともに、質問項目も変更し、第1回目アンケートとの比較ができるようにした)最終授業時にアンケート用紙によって実施した。1回目のアンケートは、その結果を後半の授業改善に反映させること、2回目のアンケートは、授業改善の達成度を検証するとともに、次年度以降の授業改善やカリキュラム等の改革に反映させることを目的としている。実施科目率は、期間中に休講が重なったといった事情で実施できなかった科目がごく一部にあるが、全体として、ほぼ100%である。

回収されたアンケートは、そのコピーが各授業担当者に渡され、個々の教員が授業改善に役立てるとともに(その結果、中間段階での結果が最後のアンケートでは改善された科目も少なくない)FD委員会で委員が分担して分析を行なった結果を集約・検討し、それを教授会に報告して、現状や課題、改善方向等を共通の認識にすることに努めた。また、分析結果の概要は、Web上で公表している。

各アンケートの結果概要は以下の通りである。

**前期第1回アンケート**は、5月に、授業の5ないし6週目に実施された。新型インフルエンザによる休校のため、実施が遅れた授業もあったが、1科目を除く全科目で実施され、回収率は85%である。全体を通じて、「非常に良く理解できる」11%、「だいたい理解できる」71%、「非常に満足」23%、「満足」58%と、高い数字になっている。

**前期第2回アンケート**は、前期最終授業日に実施し、回収率は81%と、昨年のWebによるものに比して大きく向上した。「非常に良く理解できた」15%、「だいたい理解できた」68%であり、「力がついた」は54%である。「つかなかった」とするものは5%だが、「わからない」とするものが41%いた。「ぜひ薦めたい」33%、「薦めたい」53%で、満足度は極めて高い。

**後期第1回目アンケート**は、11/9～14に実施し、回答率は85%であった。「非常に良く理解できる」14%、「だいたい理解できる」71%であり、「非常に満足」は27%、「満足」が56%であり、前期第1回目の、「非常に満足」21%、「満足」58%に比して、「非常に満足」がやや増加している。なお、近年の傾向であるが、自由記述欄に記載があるアンケートは、極めて少なくなっている。

**後期2回目教学改善アンケート**は、2010年1/6～22の間に実施し、回収率は84%であった。「力がついた」は57%であり、「つかなかった」とするものは5%だが、「わからない」とするものが38%いる。「ぜひ薦めたい」34%、「薦めたい」56%で、満足度は極めて高く、また、いくつかの科目において、第1回目のアンケート結果と比較して、評価が上がっているが、これは、第1回目のアンケート結果を参考にして、担当者のところで改善が試みられた結果だと思われる。

### 3 授業参観

昨年度の授業参観は、新しい科目、新しい担当者の科目に加え、未修1年次の全科目について実施した。したがって、実施科目数が一昨年に比べて大幅に増えている。実施科目数は前期が27、後期が19であり、FD委員を中心に、延べ前期31名、後期25名の教員が参加した。参観者は終了後、「この授業の優れている点」「さらに工夫が望まれる点」「双方向的・多方向的授業の工夫など」の3項目からなる報告書を作成し、この報告書は

写しが担当教員に渡され授業改善に役立てられるとともに、FD委員会で分析検討を行った。今年度は未修2年次・既修1年次の科目について実施する予定である。

#### 4 FDフォーラム

昨年度は、3回のFDフォーラムを実施した。そのテーマと概要は以下の通りである。  
(以下の概要については、立命館大学法科大学院HPにも掲載  
[http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/spcial\\_fd\\_09\\_02.htm](http://www.ritsumeai.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/spcial_fd_09_02.htm))

第1回(6月9日(火)) 「未修者教育の改革にむけて」 参加者17名

第1報告 「未修科目を中心とするカリキュラム改革の方向」村田敏一教授

第2報告 「授業改善アンケート結果に見る未修科目の現状と課題」松本克美教授

第3報告 「未修科目の授業参観まとめ」浅田和茂教授

第2回(10月20日) 「法科大学院における『実務教育』のあり方」 参加者18名

第1報告:「法科大学院での教育について - 3年間の実務基礎科目の担当を踏まえて - 」  
野田 恵司 教授

第2報告:「実務基礎科目「民法実務総合演習」について」  
和田 真一 教授

第3報告:「この間の刑事法実務総合演習の取り組みについて」  
松宮 孝明 教授

第3回(3月2日(水)) 「『コア・カリキュラム』について」 参加者15名

第1報告 「コア・カリキュラム策定の経過と位置づけ」市川 正人 教授

第2報告 「刑事法分野のコア・カリキュラム案から感じること」浅田 和茂 教授

第3報告 「民法分野におけるコア・カリキュラム案の特徴」松本 克美 教授

第4報告 「商法分野のコア・カリキュラム案に関する意見」村田 敏一 教授

第5報告 「法曹倫理に関するコア・カリキュラム案について」藤原 猛爾 教授

#### 5 その他

FD活動の成果を公開し、社会に向けても発信していくために、2006年度からFDニューズレターを発行しているが、昨年度は4月に第4号を発効した。内容は、裁判所派遣教員として3年間在籍された野田教授に、3年間を振り返っての文章を寄せてもらい、それを中心に編集した。その他、法科大学院の教学に関連した各種シンポジウムや研修会には積極的に教員を派遣している。

### 2010年度入試

#### 1 2010年度入試をめぐる状況

適性試験の受験者、本学志願者ともに減少しており、非常に厳しい環境にある。その中で、国公立や同志社を含む一部の大学で2010年度入試から2割前後の定員削減が行われ、立命館も2011年度からの定員削減を決定した。また、入試の倍率2.0以上(志願者から1次合格で2次不受験者を引いた数と合格者数を用いた文科省基準)が求められているところ、立命館の2009年度入試は1.92倍、2010年度は後期入試で既修者の志願者が増加したものの、1.80倍と、厳しい数字になっており、質の確保も課題となりつつあるといえる。幸い、ここ数年の努力によって、2009年新司法試験では関西4私大ではトップの成績を得ることができたが、引き続き、プロセスとしての法曹養成教育の理念に従い、かつ新司法試験合格にも足りる十分な能力を養成する教育内容・方法・カリキュラムの充実を行なうことを通じて、志願者の質を向上させる必要がある。また、情勢変化に即応した入試方法、広報が求められている。2010年度入試でも、緊急対策的に、2009年12月の国立合格発表時期に合わせた入試説明会を新たに実施した。2010年度入試の経験も踏まえ、2011年度入試ではさらに入試方式の改革を決定している。

## 2 2010 年度入試の実施結果

### (1) 実施日程

昨年どおりのスケジュールで実施した。2 次選考日は、同志社・関学の翌週、関大とは同一日である。

	前期入試	後期入試
1 次出願	8/18-8/25	1/18-1/25
1 次合格発表	9/10	2/10
2 次出願	9/11-9/16	2/12-2/17
2 次選考	9/19-9/20	2/21
最終合格発表	10/13	3/5
1 次手続	10/14-10/23	
2 次手続		3/8-3/15(後期は 1 次 2 次同時に手続き)

### (2) 試験会場

前期は京都（衣笠キャンパス）と東京（TKP 代々木ビル）、後期は京都と昭和女子大学（東京都世田谷区）の 2 箇所。ただし、東京は B 方式のみである。

### (3) 入学試験方式

2010 年度入試も、2009 年度入試を踏襲し、A 方式（未修者専願）社会人特別（未修者専願） B 方式（既修者専願）とし、A 方式と B 方式の併願を認めている。

### (4) 奨学金制度

2008 年度入学者から、A 奨学金が授業料免除 15 名、B 奨学金は 60 万円支給 40 名とし、A、B 奨学金いずれも初年度は入学試験成績によって資格者を決定する方式に改めた。2010 年度入試もそれを踏襲した。

## 3 実施状況

2010 年度試験志願者、合格者などの状況は以下のようであった。各項目別に過去 3 ヶ年度前期入試の比較で示しておく。A B 方式の合格者欄の数字は「A 方式合格者/B 方式合格者」。A 方式（ ）内は社会人特別入試の内数。

### [1]前期

#### (1) 入試志願者数

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2008 年度入試	273	96	283	652
2009 年度入試	245 (26)		355	600
<b>2010 年度入試</b>	<b>186 (17)</b>		<b>320</b>	<b>506</b>

#### (2) 一次合格

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2008 年度入試	236	81	256	573
2009 年度入試	223 (20)		331	554
<b>2010 年度入試</b>	<b>167 (14)</b>		<b>301</b>	<b>468</b>

#### (3) 二次合格

	A 方式	AB 方式	B 方式	合計
2008 年度入試	80	13/31	152	276
2009 年度入試	93 (12)		175	268
<b>2010 年度入試</b>	<b>91 (11)</b>		<b>165</b>	<b>256</b>

## [2]後期

### (1)入試志願者数

	A方式	AB方式	B方式	合計
2008年度入試	52		148	200
2009年度入試	37		94	131
<b>2010年度入試</b>	<b>24</b>		<b>102</b>	<b>126</b>

### (2)一次合格

	A方式	AB方式	B方式	合計
2008年度入試	47		123	170
2009年度入試	33		80	113
<b>2010年度入試</b>	<b>20</b>		<b>90</b>	<b>110</b>

### (3)二次合格

	A方式	AB方式	B方式	合計
2008年度入試	6		19	25
2009年度入試	10		35	45
<b>2010年度入試</b>	<b>6</b>		<b>28</b>	<b>34</b>

## 4 課題

### (1)受験者数を増加させる

志願者の減少は続いており、特に未修に顕著である。関西での母体層の減少を考えると、国公立受験者を含め、法科大学院を受験するなら立命館は必ず受ける、くらいの位置を占めることをめざし、教学改善と広報などにつとめる必要がある。

### (2)入試日程・入試会場

国公立、関東の私学をめざす学生にも受験しやすい入試日程を検討する必要があり、この点はすでに2011年度入試から9月入試を2週間程度前倒しすることを決定したが、結果として、2011年度も関西大学と併願不可能となった。他私大との調整の必要もあろう。

入試会場については、2011年度は新規に東京で未修入試を開催するので、広報に力を入れる必要がある。特に、東京、大阪のキャンパスを利用した独自企画も検討の余地がある。

また、京都の受験会場は教室条件の都合から衣笠で実施しているが、JR、私鉄の主な駅からのアクセスが悪く、加えて既修入試の長時間化により、大阪市以西や以南の受験生を取り逃がしている可能性があり、2012年度入試に向けては、関西での入試会場も検討課題である。

### (3)奨学金

国公立との対抗上、また他の私学との競争上は、立命館が大規模な奨学制度を持っていることは非常に大きい（受給率41.3%）が、国公立との対抗という点では、最優秀層には2年間の支給の保障が魅力になる可能性はある。ただし、入試成績と新司法試験実績が必ずしもリンクしないことから、単年度給付に変更した経緯があり、直近のデータでこの相関を再調査する必要がある。

## 5 2011年度入試の改革点

入試環境の急速な悪化に伴い、これを打開するため、2011年度入試からは以下の改革を実施することを決定した。

### (1) 試験日程・会場

前期試験日程を9月4日（土）、5日（日）に繰り上げ。

東京でも未修入試を実施。



(2) 募集人員

未修、既修とも10名ずつ削減し、未修40名、既修90名とする。

(3) 出願資格

3回生飛び級入学の資格のうち、GPA基準を3.60から3.30に引き下げ。

(4) 入学試験方式

一次合格、二次合格の二段階制の廃止。

適性試験配点を100点満点から80点満点に変更。

学部成績GPA配点を40点満点から20点満点に変更。

未修のGDを廃止し、小論文試験を2時間300点満点に変更。

GPA算定方法を5段階式に変更。

既修法律科目のうち、商法の配点を100点から50点に変更し、民訴と併せて60分の試験時間とする。

(5) その他

2012年度から、「法科大学院修了生は受験資格を認めない。」ことを決定した。

### 学習・進路就職支援

#### 1 学習支援

##### 履修指導

年度初の新入院生向け説明会において、プログラム・パック制の趣旨につき、丁寧な説明を実施した。ただし、パック制度の在り方については、2010年度からのカリキュラム改革（履修前提制の廃止、進級制の導入を含む）を受け、何らかの検討・見直しを行う必要があるものと認識しており、既に2009年度よりその検討をスタートさせた。

##### 正課のフォローアップ

今年度も全教員がオフィスアワーを設定し、時間割を作成して学生に公開している。また、授業終了直後の質問の受付は、時間割が許す限り、全ての科目で励行されていると言える。オフィスアワーを講義時間の後に設定したり、質問会形式を取るなど、工夫されている科目もある。

##### LETの活用

シラバスの確認、資料のダウンロード、学習上の各種連絡、LEX/DB等により提供される判例、文献情報等、法科大学院の学習生活にLETは欠かせない存在となっている。

また、2005年度から法学検定試験問題を予復習に活用できるようにした。憲法、行政法、民事訴訟法、刑事訴訟法等で活用されている。法律基本科目（必修）で活用されている結果、相当割合の院生が利用する機会を持たれたことになる。さらに、2009年度より、院生の学修の便宜のため、法律基本科目に関し、過去の定期試験問題をLET上で公表している。

##### 入学前指導など

未修者の法科大学院学習への導入をスムーズにするため、民法を中心に入学前プログラムを本年度も実施し、添削指導等を行った。また、スクーリングを朱雀キャンパスにおいてゼミ形式（出席任意）で行った。

このほか、入学前ガイダンスを9月試験合格者に対しては11月1日（参加88名）、9月+2月試験合格者を対象には3月13日（参加70名）に実施し、学習案内、在学生によるアドバイスや施設見学、質問の受付や相談を行った。

##### オリエンテーション企画

2009年度からは、企画内容を精選し、日程を短縮した。

##### 授業懇談会・学生面接

学年毎に授業懇談会を行い、院生と講義内容に関して懇談を行った。法科大学院設置初期とことなり学生からの意見は減少しつつある。学生面接は、前後期2回行った。例年通りである。

## 2 進路就職支援

### 新司法試験対策

新司法試験に関連する弁護士ゼミ等は2009年度もエクステンションセンターが実施した。

### その他

法科大学院において進路就職支援として意味があることがあるとすれば、司法試験合格後の法律事務所等への就職支援であり、本法科大学院でも卒業生や実務家教員によるガイダンス等が行われている。さらに、法科大学院において深刻なのは、司法試験受験を諦め進路を変更した者や受験の回数制限を超えた者(いわゆる「三振者」)に対するフォローをどのようにしていくかである。本法科大学院の新司法試験合格者数は全国10位であるが、これらの受験回数の制限を超えた者を一定数出すことは避けられない。これらの者が今後、順次増加することは確実に予測できることから、修了者の全体的な進路状況の把握をはじめ法科大学院としての対応の検討が必要となる。もっとも、一法科大学院による対応には限界があることから、ジュリナビ(法科大学院修了者向けの就職支援サイト)等の全国的な対応との連携が進められるべきである。また、キャリアオフィスとの連携も重要である。

## 教育支援体制・ティーチングアシスタント制度等の有効、適切な活用

教育支援体制につき、事務職員については、増員こそなされていないものの、ローテーションの安定化を通じ、実質的なサポート力の向上が図られている。また本研究科では、教育の充実、とりわけ法学未習者(1年目が重要だが2年目以降も含む)の学力向上のため、きめ細かい指導が必要となるため、TA制度を活用している。

TAの主な活動内容は、チューター業務(教員が特定判例・テーマ等の解説を依頼 毎週の決まった時間帯にTAが解説 受講者から質問を受け付ける)や小テスト監督業務等の通常業務である。これらの活動をTAに担ってもらい、学生の成績向上、基礎力量の充実をサポートしている。

## 法務研究科の運営について

かつて、大学全体の会議日や各種委員会の開催との関係で、法学部教授会と法科大学院教授会の開催日・開催時間帯が重なってしまい、事実上、法科大学院教授会に出席が困難なダブルカウント教員が一部出てしまった。そこで、2007年度後半開催の教授会から、法科大学院教授会と法学部教授会の開催時間をずらし、また、法学部教授会に出席するダブルカウント教員は、テレビ会議で法科大学院教授会に出席できるよう工夫し、問題点を解消した。

## 研究業績

### 浅田茂和教授

著書:(共著)『レヴィジオン刑法3 構成要件・違法性・責任(中山研一・浅田茂和・松宮孝明)』(成文堂,2009年6月)

論文:(共著)「難解な法律概念、責任能力」刑法通信112号『「裁判員裁判」の弁護人のために』21-37頁(日本弁護士連合会刑事法制委員会,2009年12月)

(単著)「裁判員裁判と刑法 『難解な法律概念と裁判員裁判』を読む」立命館法学327=328号1-19頁(2010年3月)

(単著)「刑事責任能力と発達障害」浜井浩一=村井敏邦編『発達障害と司法』(現代人文社)129-143頁(2010年3月)

判例評釈:(単著)「責任能力と精神鑑定」判例評論610号23-28頁(判例時報社,2009年12月)

学会報告:「実体刑法の現状と課題:ハッセマー報告へのコメント」日本刑法学会第87回大会,日本刑法学会,明治大学(2009年6月)

シンポジウム報告:

「Funktion der Strafe und Massregel-behandlung」Deutsch-Japanisches Symposium,龍谷大学・アウグスブ

ルク大学,ドイツ・アウグスブルク大学(2009年9月)

「量刑事実としての行為前の事情と行為後の事情」日独シンポジウム,刑事制裁・量刑研究会,立命館大学朱雀キャンパス(2009年9月)

### 井垣敏生教授

論文:「信託による預け資産の倒産隔離-大阪高裁平成20年9月24日判決」北浜ローレビュー36 39頁(北浜法律事務所,3月)

座談会:(共著)「新民事訴訟法の10年-その原点を振り返って」判例タイムズ1286号5-36頁(3月)

講演:「民事訴訟の現状と課題」JSA研究会,JSA(裁判学研究会),関西文化サロン(大阪)(2月)

「高裁から見た民事裁判の現状」裁判官制度改革・地域司法計画推進本部研究会,日本弁護士連合会,日本弁護士連合会(東京)(3月)

「投資関係事件の審理の工夫」大阪証券問題研究会,全国証券問題研究会,大阪弁護士会(5月)

「裁判と正義-心の中の憲法」連続講演会「日本国憲法と裁判官」,法学館憲法研究所,伊藤塾大阪梅田校(6月)

「裁判所及び裁判改革の実情と課題」司法制度改革推進本部夏季合宿,大阪弁護士会(8月)

「弁護士がリードする民事控訴審のすすめ」研修講座,大阪弁護士会(11月)

### 生熊長幸教授

判例評釈:「賃借地と他の土地にまたがる建物についての借地権設定者による譲受け申立て」平成20年度重要判例解説(ジュリスト1376号)

「担保不動産収益執行における賃借人の相殺の可否」民商法雑誌141巻4・5号485~497頁〔有斐閣,2010.2〕83-84頁(有斐閣,4月)

「登記請求権の代位」民法判例百選〔第6版〕(別冊ジュリスト196号)28-29頁(有斐閣,4月)

「抵当権に基づく動産の返還請求」民法判例百選〔第6版〕(別冊ジュリスト195号)180-181頁(有斐閣,5月)

「抵当権者に対抗できない賃借人から使用貸借をした不動産占有者と明渡猶予期間中の引渡許否」私法判例リマークス39号18-21頁(日本評論社,7月)

「根抵当権の譲渡については,元本確定前の登記を要するとされた事例」金融判例研究19号(旬刊金融法務事情1876号)33-36頁(金融財政事情研究会,9月)

教科書:「抵当権:抵当権に基づく賃料債権への物上代位,抵当権:抵当権の効力の及ぶ範囲」Law Practice 民法〔総則・物権編〕223-232頁(商事法務,9月)

著書:淡路剛久=鎌田薫=原田純孝=生熊長幸=有斐閣Sシリーズ・民法〔第3版補訂〕203~309頁〔2010.3〕

### 市川正人教授

著書:『ケースメソッド憲法 第二版』(日本評論社,4月)

(共著)『法学入門〔第6版〕』執筆部分非公開(有斐閣,4月)

論文:「佐藤幸治教授の司法権論」法律時報81巻11号75-79頁(日本評論社,10月)

判例評釈:「関税込率法による写真集の輸入規制と憲法21条」ジュリスト臨時増刊『平成20年度重要判例解説』18-19頁(有斐閣,4月)

その他:「特集 法科大学院5周年の課題と今後の方向性 入学者の選抜と受け入れ 入学者の選抜と受け入れ-その現状と課題」ロースクール研究13号8-10頁(5月)

(共著)「秋季研究総会シンポジウムのまとめ」『憲法問題』20号116-125頁(5月)

「大衆的な表現手段尊重を」しんぶん赤旗2009年11月30日

講演:「表現の自由保障の現状と課題 大衆的表現活動の自由を中心に」第52回人権擁護大会シンポジウム,日本弁護士連合会(11月)

### 北村和生教授

判例評釈:「名古屋高金沢支判平成20年4月7日」法学セミナー増刊・速報判例解説Vol.4 35-38頁(日本評論社,4月)

「最決平成21年1月15日」法学セミナー増刊・速報判例解説Vol.5 45-48頁(日本評論社,9月)

「東京地判平成21年3月21日」法学セミナー増刊・速報判例解説Vol.5 57-60頁(日本評論社,9月)

学会報告:「自治体の賠償責任」日本自治学会第9回総会・研究会,日本自治学会,同志社大学(11月)

その他：「行政法演習」法学教室 331 号（2008 年 4 月）以下連載中（有斐閣）

研究課題「行政の情報収集・提供義務の不作为に対する司法的統制とその問題点」として基盤研究 C による科学研究費補助金受給

#### 倉田原志教授

学会報告：「労働法と憲法」全国憲法研究会秋季学術総会，全国憲法研究会，関西大学（10 月）

#### 斎藤浩教授

論文：「行政訴訟における確認訴訟論」日本弁護士連合会行政訴訟センター編『実例解説行政関係事件訴訟』所収 119-133 頁（青林書院，2 月）

「公法系科目短答式試験の解説（全体講評、問題解説）」別冊法学セミナー no.198 143,151-153,156-157 頁（日本評論社，8 月）

「行政事件訴訟法改正の到達点と課題」『自由と正義』2009 年 8 月号 9-15 頁（日本弁護士連合会，8 月）

「行政法思考で試験問題を解く 2006 年新司法試験問題」法学セミナー 2009 年 9 月号 17-24 頁（日本評論社，8 月）

「この夏見えた国民の力 裁判員裁判の出発に思う」産経新聞夕刊 2009 年 9 月 16 日第二文化面（産経新聞社，8 月）

対談：（共著）斎藤浩、小山剛、穴戸常寿・角松生史「新司法試験問題の検討 2009 公法系科目試験問題」法学セミナー 2009 年 8 月号 36-51 頁（日本評論社，7 月）

講演：「行政事件訴訟法 5 年後見直しに向けた論点整理案」第 9 回行政法研究フォーラム，行政法研究フォーラム 東京，専修大学（8 月）

#### 佐上善和教授

論文：「家事審判手続における手続保障」法律時報 81 巻 3 号 34-39 頁（日本評論社，3 月）

「証拠収集方法の拡充」ジュリスト増刊『民事訴訟法の争点』178-179 頁（有斐閣，3 月）

「ドイツの世話事件の審理手続」実践成年後見 31 号 110-118 頁（民事法研究会，10 月）

#### 島田 志帆准教授

判例研究：「公開買付けによらないで株式を買い付けた行為が、平成 17 年法律第 87 号による改正前の証券取引法 27 条の 2 第 1 項に違反し、株主に対する不法行為となるとされた事例」法学研究 82 巻 9 号 197～216 頁（2009 年 9 月）

#### 田中恒好教授

論文：「会社法下での合併契約における少数株主の権利の保護条項」国際商取引学会年報 2009 年第 11 号 261 頁（レクシスネクシス・ジャパン株式会社，7 月）

コメント：九州国際大学大学院法学研究科教授古屋邦彦氏の報告である「パートナーリングからアライアンスへ建設プロジェクトのクレームゼロを目指す新しい契約形態」についてのコメント国際商取引学会年報 2009 年第 11 号 136 頁（レクシスネクシス・ジャパン株式会社，7 月）

学会活動：双日プラネット株式会社取締役 久島 幸雄氏による「企業法務が直面する課題と改革に向けた経営の観点からの提言 - 企業法務の現場で今なにが起きているのか - 」報告についてのコメント，国際商取引学会 東部部会，国際商取引学会，山形大学（7 月）

#### 出口雅久教授

論文：（共編）「Vorprozessuale Informationsbeschaffung und Streitbeilegung」，in: Festschrift fuer Dieter Leibold zum 70. Geburtstag, hrsg. Rolf Stuermer/Hiroyuki Matsumoto/Wolfgang Lueke/Masahisa Deguchi」555-565 頁（Mohr Siebeck，2 月）

「日本民事調解制度」出口雅久著/丁相順訳(chinese version) 立命館大学法学会 Ritsumeikan Law Review No.26 243-252 頁（立命館大学法学会，3 月）

「訴訟物概念の機能」伊藤眞・山本和彦編『民事訴訟法の争点』112-115 頁（有斐閣，3 月）

「提訴前情報証拠収集制度と紛争解決に関する若干の考察」法学雑誌 55(3・4) 824-841 頁（大阪市立大学法学会，3 月）

「Das Spannungsverhaeltnis im japanischen Zivilprozessrecht」，in: Recht und Gesellschaft in Deutschland und Japan, hrsg. Peter Gottwald」125-148 頁（Carl Heymanns Verlag，3 月）

翻訳：ヴァルター・レヒベルガー著/出口雅久・本間学（共訳）「フランス・クラインの思想とそのヨーロッパにお

ける民事訴訟法の展開に対する意義」立命館法学 320 号 222-236 頁(立命館大学法学会,1 月)

ヴァルター・レヒベルガー著/出口雅久・本間学(共訳)「オーストリア仲裁法の改革」立命館法学 320 号 237-254 頁(立命館大学法学会,1 月)

ルチュウス・ビルトハーバー著/出口雅久・西本健太郎共訳「様々な角度からみた欧州人権裁判所(立命館大学法学会主催・国際シンポジウム EU 統合と人権保障)」立命館法学 323 号 222-234 頁(立命館大学法学会,6 月)

ハイモ・シャック著/出口雅久・本間学共訳「ヨーロッパ国際民事手続法の今日的展開と問題」立命館法学 323 号 91-116 頁(立命館大学法学会,6 月)

その他:「はじめに(立命館大学法学会主催・国際シンポジウム EU 統合と人権保障)」立命館法学 323 号 117-120 頁(立命館大学法学会,6 月)

「国際シンポジウム:『民事手続法の継受と伝播』立命館ロー・ニュースレター57 号 11-15 頁(立命館大学法学会,9 月)

講演:「公海上における海上部隊によるテロ対策・海賊対策活動について「公海自由の原則」と安全のはざまで」立命館大学法学部,衣笠キャンパス(5 月)

「欧州司法裁判所の役割」ルドルフ・ティーネル教授(オーストリア行政最高裁判所副長官),ヨーロッパ法研究会,衣笠キャンパス(6 月)

「ベルリンの壁崩壊と人生の転機-ある平和活動家の体験から」ベラ・レングスフェルト(前ドイツ連邦共和国連邦議会議員),立命館大学国際平和ミュージアム・法学会共催,衣笠キャンパス(11 月)

国際シンポジウム: IAPL 国際訴訟法学会・同理事会, IAPL・トロント大学,トロント大学法学部(6 月)

「日韓比較民事訴訟法研究会」イーホーウォン本学客員教授(韓国民事訴訟法学会会長)ほか,日韓民事訴訟法研究会,衣笠キャンパス(9 月)

「メディアと法」クラウス・シュテルン/ハンス・ブリュッティングほか,早稲田大学・テュッセン財団など,早稲田大学(10 月)

「南京大学中独法学研究所 20 周年記念シンポジウム」南京大学法学部,(10 月)

「民事手続法の継受と伝播」科学研究費基盤研究(B)研究代表:出口雅久,朱雀キャンパス(3 月)

海外セミナー:「ドイツと EU との関係」アメルング総領(阪・神戸ドイツ総領事館),立命館大学海外セミナー,朱雀キャンパス(2 月)

ゲストスピーカー:「EU における言語政策」ジャン・ゴメス教授(ブリュッセル外国語大学),立命館大学法学部,衣笠キャンパス(4 月)

「リスボン条約」シュテファン・フーバー副代表(在日欧州代表部),立命館大学法学部,衣笠キャンパス(6 月)

「EU とスイスとの関係」ポール・フィヴァ大使(在日スイス大使館),立命館大学法学部,衣笠キャンパス(9 月)

「法制度整備支援・民事分野の支援」渡部洋子教官(法務省法務総合研究所国際協力部),立命館大学法学部,衣笠キャンパス(11 月)

「日本における民事訴訟法・刑事訴訟法の法整備支援」横山幸俊教官(法務省法務総合研究所国際協力部),立命館大学法学部,衣笠キャンパス(11 月)

その他:財団法人・民事紛争処理研究基金「日韓比較民事訴訟法研究」2009 年 8 月 3 日-2010 年 3 月 31 日

ドイツ学術交流会奨学金選考委員会委員 2009 年 11 月 10 日-11 日

ラオス法整備支援プロジェクト委員 2009 年 11 月 27 日より

**平野仁彦教授**

学会報告:「ドゥウォーキンの法哲学と政治哲学 3 報告へのコメント」日本法哲学会 2009 年度学術大会,日本法哲学会,関西大学(11 月)

**平井 利明教授**

講演「保険法の改正と医療事故対応について」(損害保険会社主催自治体病院事務担当者向)3 月

講演「保証・物上保証の留意事項」大阪地区 月例会(商事法務債権管理実務研究会・ホテルモントレ大阪)2 月

**藤原猛爾教授**

著書:大阪弁護士会・弁護士研修講座・研修速報 238 号「環境紛争と行政訴訟(行政争訟制度を活用するために)」2009 年 11 月・大阪弁護士協同組合発行

シンポジウム:2010 年 3 月 6 日開催の日弁連・近弁連・大阪弁護士会共催シンポジウム「行政訴訟改革シンポジウム・プレシンポ(実効性のある権利救済のための行政事件 訴訟法の再改正と国のレベルの公金検査請

求訴訟の制定に向けて)」のコーディネータ -

### 澁野貴生教授

論文：

「公判前整理手続と裁判の公開」季刊刑事弁護 60号 62 - 65 頁 (10月)

「被害者の手続参加、被害者報道と裁判員制度」犯罪と刑罰 19号 51 - 77 頁 (12月)

「法廷外弁護活動と公正な裁判 松川裁判運動と裁判批判論争に学ぶ」立命館法学 327 = 328号下巻 766 - 794 頁 (2010年3月)

判例評釈：「判決確定後に刑の廃止または大赦があった場合に、再審公判において免訴に関する規定を排除して実体判決をすることはできないとされた事例 (最判平成 20年3月14日)」法学セミナー増刊・速報判例解説 4号 155 - 158 頁 (日本評論社,4月)

「少年および少年共犯者の自白の信用性を否定して保護処分決定を取り消した決定に対する検察官による抗告申立てを棄却した事例 (大阪高決平成 20年9月17日)」法学セミナー増刊・速報判例解説 5号 185 - 188 頁 (日本評論社,10月)

その他：講演：「刑事裁判の原則と『市民参加』」第 41 回司法制度研究集会・基調報告,日本民主法律家協会,弘済会館・東京麹町(11月)

### 松井芳郎教授

論文：「条約解釈における統合の原理 条約法条約 31 条 3(c)を中心に」坂元茂樹編『国際立法の最前線』(藤田久一先生古希記念)所収(有信堂,8月)

条約集：(共編)(編集代表)『ベーシック条約集』2010年度版(東信堂,3月)

学会報告：「コロキウム「ロースクール設置後の研究者養成の現状と課題」の報告を分担」民科法律部会,民科法律部会学術総会,神戸学院大学(11月)

その他：国際法学会「国際関係法教育検討委員会」委員

科研費共同研究「グローバル化の時代における国際関係法教育の改革」研究代表

### 松宮孝明教授

著書：(共著)『レヴィジオン刑法3構成要件・違法性・責任(中山研一・浅田和茂・松宮孝明)』(成文堂,6月)

論文：「量刑に対する責任、危険性および予防の意味」立命館法学 323号(2009年6月)1-17頁

論文：「刑事司法にみる民主的法律家運動の役割」法と民主主義 445号(2010年1月)63-67頁

論文：「みせかけの構成要件要素と刑法 38 条 2 項」立命館法学 327・328号(2010年3月)859-879頁

判例研究：「薬害エイズ事件厚生省ルート最高裁決定(最二決 19・4・13)」判例時報 2030号(判例評論 602号、2009年4月)187-192頁

判例研究：「譲渡・売買目的を秘した銀行口座開設に詐欺罪の成立が認められた事例(最三決平成 19・7・17 刑集 61 巻 5 号 521 頁)」立命館法学 323号(2009年6月)235-254頁

判例研究：「不実の抵当権設定仮登記と横領罪(最二小決平 21・3・26 裁判所 HP 20090330155253.pdf(上告棄却))」法学セミナー-655号(2009年7月)123頁

判例研究：「建造物を囲む塀に登る行為と建造物侵入罪(最一小決平 21・7・13 裁判所 HP 20090716091356.pdf)」法学セミナー-659号(2009年11月)127頁

判例研究：「中立的行為と共犯 Winny 事件控訴審判決(大阪高判平 21・10・8)」法学セミナー-663号(2010年3月)123頁

評論：「コメント 刑事法上の人権保障に関する欧州人権条約とEU基本権憲章との関係」立命館法学 323号(2009年6月)174-184頁

評論：「【法律時評】2009年脳死・臓器移植法改正を批判する」法律時報 81 巻 11 号(2009年10月)1-3頁

### 松本克美教授

著書：(共著)『専門家訴訟講座 2 建築訴訟』2-44 頁 73-108 頁(民事法研究会,4月)

(共著)“Recht und Gesellschaft in Deutschland und Japan”(Aktuelle Probleme im Bereich des Haftungsrecht in Japan insbesondere die Haftung der Architekten und Ärzte) 59-74 頁(Carl Heymanns Verlag,5月)

論文：「土地工作物責任における<第一次的所有者責任・第二次的占有者責任論>の可能性」立命館法学 321号 458-491 頁(立命館大学法学会,3月)

「建築瑕疵に対する設計・施工者等の不法行為責任と損害論 最判 2007(平成 19)・7・6 判決の差戻審判決・福岡高判 2009(平成 21)・2・6 を契機に」立命館法学 324 号 1-37 頁(立命館大学法学会,8 月)

「判批・最判平成 21・1・22 過払金返還請求権の消滅時効の起算点」判例時報 2048 号 156-160 頁(10 月)

「判批・最判平成 21・4・28 民法一六 条の法意に照らし民法七二四条後段の二 年の除斥期間の効果を制限する」とした事例」法律時報 81 卷 13 号 379-383 頁(日本評論社,12 月)

その他:「アスベスト被害と共同不法行為」労働判例 975 号 2 頁(5 月)

「建物の瑕疵による拡大損害の未発生と建築施工業者等の不法行為責任の否定 最判平成 19・7・6 の差戻審で請求を棄却した福岡高判平成 21・2・6 の危険な論理」消費者法ニュース 80 号 1 頁(6 月)

特別講演:「『建物の基本的な安全性』概念の危険性 建築瑕疵についての不法行為責任限定法理の批判的検討」欠陥住宅関西ネット第 12 回大会,欠陥住宅関西ネット,大阪・エルおおさか(3 月)

「欠陥住宅裁判の近時の動向・民法改正論との関連 ドイツ法との比較をふまえて」欠陥住宅京都ネット第 12 回大会,欠陥住宅京都ネット,京都・パレスサイドホテル(4 月)

学会報告:「性的被害・児童虐待についての損害賠償請求権と消滅時効 法と心理の観点から」法と心理学会第 10 回大会,法と心理学会,東京・國學院大學(10 月)

研究会報告:「立命館 L S における GPA の活用の現状とその課題について」島根法科大学院 G P A 研究会,島根大学法科大学院,島根大学(3 月)

「戦後補償訴訟と時効・除斥期間 法的安定性と正義」ジェンダー研究会、女性・戦争・人権学会,立命館大学国際言語文化研究所、女性・戦争・人権学会,京都・立命館大学(6 月)

「最判平成 21・4・28 足立区女性教員殺害事件判決の検討」末川民事法研究会定例研究会,末川民事法研究会,京都・キャンパスプラザ京都(6 月)

「法科大学院開設後の研究者教員養成の意義と課題」早稲田大学法学研究科・法学理論教育プログラム研究会・第 1 回,早稲田大学大学院法学研究科・組織的な大学院教育改革推進プログラム,早稲田大学(10 月)

学会討論者:「ヤスクニ問題の新しい地平」日本平和学会大会 2009 年度秋季研究集会,日本平和学会,京都・立命館大学(11 月)

海外調査:(2009 年 1 月 16 日-18 日) 韓国・プサン市のプサン大学付属病院に、今国、同国で初めて開設されたアスベスト疾患研究センターの開設記念シンポジウムに参加した(研究分担者となっている平成 21 年度科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究)「21 世紀リスク論とアスベスト被害補償法の実践的・理論的検討 塵肺問題との比較で」(研究代表・吉田邦彦北海道大学教授)による調査)

(2009 年 8 月 23 日-31 日) フランクフルト・アム・マイン、ザール・ブリュッケン、ブレーメン、ベルリン等で、時効法関係のヒアリング、文献資料収集等の調査を行った(松本克美・研究代表・平成 21 年度科研費(基盤研究 C)「損害賠償請求権の時間的制約をめぐる法解釈論・法政策論・立法論の日独比較研究」による)

#### 村田敏一教授

論文:「株式会社の合併比率の著しい不公正について その抑止策と株主の救済策を中心に」立命館法学 321・322 号 515-543 頁(立命館大学法学会,3 月)

「新保険法における保険金受取人に関する規律について」生命保険論集第 166 号 29-51 頁(財団法人生命保険文化センター,3 月)

「新保険法の総論的課題について—契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に—」(保険学雑誌第 608 号、3 頁~22 頁、日本保険学会、2010 年 3 月)

「会社法制はどこへ行くのか」ニッセイ基礎研 REPORT July.2009.Vol.148 2-3 頁(ニッセイ基礎研究所,7 月)

学会報告:「新保険法の総論的課題について 契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に」日本保険学会,日本保険学会大会(平成 21 年度),龍谷大学深草キャンパス(10 月)

研究会報告:「新保険法の総論的課題について 契約類型間の規律の相違点と、規律の性格の問題を中心に」生命金融法制研究会,生命保険文化センター,住友生命本社(6 月)

「保険業法第 300 条の 2 特定保険契約に関する金融商品取引法の準用」関西保険業法研究会,生命保険文化センター,住友生命本社(9 月)

#### 山田泰弘教授

論文:「取締役等の責任の一部免除と和解」浜田道代=岩原紳作編『会社法の争点』(ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 5) 164-165 頁(有斐閣,11 月)

コンメンタール:(共著)奥島孝康=落合誠一=浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法 3』会社法 847 条-856 条の執筆を担当,別冊法学セミナー201号)391-423頁(日本評論社,8月)

評釈:「帳簿閲覧権行使対象の特定の要否と判決による限定方法(判例評釈東京高判平成18年3月29日)」商事法務1890号56~61頁(商事法務,2010年2月)

コンメンタール:(共著)奥島孝康=落合誠一=浜田道代編『新基本法コンメンタール 会社法 3』会社法 847 条-856 条の執筆を担当,別冊法学セミナー201号)391-423頁(日本評論社,8月)

#### 吉田美喜夫教授

論文:「資格取得準備時間の法的性格 労災認定の過重負荷評価に関する一試論」立命館法学321・322号544-568頁(立命館大学法学会,3月)

判例研究:「就業時間中の組合活動 大成観光事件」別冊ジュリスト197号184-185頁(有斐閣,3月)

資料:「タイの労働保護法改正 2008年改正法の翻訳と解説」立命館法学324号147-189頁(立命館大学法学会,10月)

講演:「雇用対策法 不況下で生き抜く雇用対策、ワークシェアリング」三島地域法律セミナー,高槻市・茨木市,高槻市文化センター(11月)

「雇用対策の法と政策」立命館土曜講座,末川記念会館(11月)

#### 吉村良一教授

著書:『不法行為法(第4版)』317頁(有斐閣,2010年2月)

論文:「公私の交錯・協働と私法の「変容」」立命館法学323号277-295頁(立命館大学法学会,2009年6月)

「故人の追悼・慰霊に関する遺族の権利・利益の不法行為法上の保護」立命館法学327・328

号956-990頁(立命館大学法学会,2010年3月)

「判例解説:「共同不法行為と過失相殺」民法判例百選(第6版)192-193頁(有斐閣,2009年4月)

書評:山本敬三「基本権の保護と不法行為法の役割」法律時報81巻5号162-166頁(日本評論社,2009年5月)

その他:「2009年新司法試験環境法解説」別冊法学セミナー新司法試験の問題と解説2009 372-376頁(日本評論社,2009年8月)

「環境法の歴史」法学セミナー-2009年10月号10-13頁(日本評論社,2009年10月)

学会報告等:「日本の新司法試験傾向と民法」,セミナー「日本の新司法試験の傾向」,韓国・東亜大学,韓国・釜山東亜大学(2009年8月)

「法科大学院における環境法教育の現状と課題」環境法教育研究会,日本弁護士連合会・環境公害委員会,東京・上智大学(2009年11月)

「趣旨説明および課題提示」,コロキウム「ロースクール設置後の研究者養成の現状と課題」,民主主義科学者協会法律部会,神戸学院大学(2009年11月)

「新たな大気汚染公害被害者救済制度の提言」日本環境会議30周年記念尼崎大会,日本環境会議,尼崎市総合文化センター(2009年11月)

講演:「新たな大気汚染公害被害者救済制度づくりについて」,学習会「新たな大気汚染公害被害者救済制度の確立めざして」あおぞらプロジェクト大阪,大阪民医連会館(2009年6月)

#### 和田真一教授

著書:(共著)『LawPractice 民法 債権編』237-242頁(商事法務研究会,9月)

その他:「名誉毀損と慰謝料」中田裕康・潮見佳男・道垣内弘人編『民法判例百選 債権[第6版]』186-187頁(有斐閣,4月)

#### 渡辺惺之教授

判例評釈:「涉外家事事件判例評釈(2)」蕁の上からの養子に関する韓国法の解釈と上告受理申立て(最三小判平成二〇年三月一八日)戸籍時報637号22頁(2月)

「原告の国籍管轄に基づき有責配偶者の離婚請求を認容したオーストラリア判決のわが国における効力(東京家判平成一九年九月一一日)戸籍時報642号26頁(6月)

「在日中国人夫婦の日本方式の協議離婚の無効確認請求を棄却した事例(大阪家判平成二一年六月四日)戸籍時報645号31頁(9月)



翻訳：エナ・マルリス・バヨンス「オーストリーにおける国際家事手続法と調停（離婚と子どもの監護の問題を中心に）(1)」立命館法学320号279 - 305頁(立命館大学法学会,1月)  
その他：巻頭言「拡大する知財問題の諸相」日本知財学会誌5巻3号2 - 5頁(2月)  
学会報告：「商標法38条3項と損害不発生の抗弁 韓国Xガール事件判例」知財学会アジア知財・イノベーション分科会,知財学会アジア知財・イノベーション分科会,弁理士会館(12月)

以上